

植物防疫所 病害虫情報

No. 80
2006・11・15

日本産農産物の輸出検疫の現状について

はじめに

近年、アジア諸国を中心にEPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）締結交渉が進む中、政府内においても日本の農林水産業を「守り」から「攻め」の姿勢に転換していくことが進められている。また、世界的な日本食ブームやアジア諸国の所得水準の向上を好機ととらえ、攻めの農政の重要な柱の一つとして、我が国の高品質で安全・安心な農林水産物について、輸出額倍増の目標が設定され戦略的な取り組みが実施されている。加えて、この取り組みを更に加速させ、2013年までに輸出額1兆円規模を目指す輸出促進の取り組みが進められている。

都道府県等の農産物輸出の取組状況

各都道府県では、輸出相手国での食品フェア、試験販売等を通じて、特産品を広く世界にアピールする取り組みが行われている。主な農産物とし

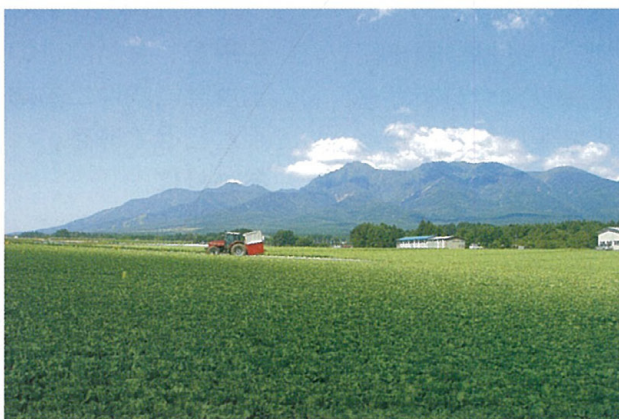
ては、香港向けのコメ、ナシ・カキ・メロン等生果実、中国向けのリンゴ・ナシ生果実、台湾向けのリンゴ・ナシ等生果実、レタス・ナガイモ等野菜類等である。

一方、本年6月には、民間団体により成田国際空港の免税売店区域に精米、製茶、季節の果物等の日本産農林水産物の販売店が開設された。これは海外から訪れた旅行者に旅行中に味わった日本産農産物をお土産として購入してもらうことにより、安全で高品質な日本産農産物を積極的にアピールしようとするものである。

農産物の輸出検疫

農産物の輸出に当たっては、我が国から輸出される植物が相手国の検疫要求に合致しているか否かを検査するため、植物防疫所による輸出検査が実施されている。

諸外国が我が国に要求する検疫事項は、各国に存在する病害虫の種類や農業事情、あるいは、植物検疫に対する考え方などにより、様々である。先に述べた空港内での販売にしても、旅行者が入国する国によっては、輸入検査が必要な場合や持ち込みが厳しく制限されている場合がある。入国した際のトラブルを回避するためにも、販売店及び旅行者に対し、各国の検疫条件について情報提供を行い、予め理解を得ることが重要である。その一環として、空港内の販売店内に国・地域と品目ごとに持ち込みの可否を示した表を掲示し、検疫上の条件の周知に努めている。



台湾向けレタスの生産地

諸外国との植物検疫条件の協議

輸出相手国の植物検疫要求から、相手国に日本産農産物を輸出できない場合、これらの品目の輸出が可能となるよう相手国と協議を行う場合がある。以下にその現状を述べる。

台湾は、2006年2月1日から、日本を含めたモモシンクイガの発生国からのリンゴ・ナシ・モモ等、モモシンクイガの寄主となる生果実の輸入を禁止した。政府としては、台湾からの禁止措置の施行についての事前通知を受け、日本からの継続的な輸出が可能となるよう、台

湾側との協議を重ね、2006年2月3日、生産園地における徹底した防除や病害虫被害果実を確実に選別できる施設の登録、こん包への台湾向け表示等の検疫条件について合意した。

この後、輸出を希望する産地において、植物防疫所による選果こん包施設調査及び選果技術員研修並びに台湾側検査官による現地調査が実施され、都道府県による指導等によりモモシンクイガに対する徹底した防除及び選果が行われたことから、これまでのところ、台湾に輸出された生果実からモモシンクイガが発見されるなどの大きな問題は発生していない。

しかしながら、植物防疫所の輸出検査で輸出用果実から病害虫が発見され不合格となる事例が多く見受けられる。台湾向けの検疫条件は、厳格な園地防除や選果を行うことにより、高品質な果実を輸出することを趣旨としており、生産段階での適切な病害虫防除や選果が望まれる。

また、中国については、2003年に新たに植物検疫制度が施行され、現在、検疫協議を行っているところである。新たな中国側の制度は、これまでに日本からの輸出実績がない、あるいは、輸出実績が少量の品目については、輸出に先立ち、中国側の事前の病害虫リスク分析が必要であるとされ、リスク分析結果に基づく検疫措置を日中両国で合意した後でなければ、輸出できないこととされている。現在、中国に対しては、精米をはじめとして、その他サクランボ、ナガイモ等の生果実・野菜10品目について協議を行っている。

この他にも、韓国向けのリンゴ、ナシ生果実、タイ向けのカンキツ類生果実、米国向けの力キ



アメリカ向けリンゴの検査風景



日本産レタスの食品フェア（台湾）

生果実、豪州向けの温州ミカン等について、輸出解禁に向け二国間での技術的協議を進めているところである。

おわりに

植物防疫所では、諸外国の植物検疫の要求事項について最新情報の入手に努めるとともに、関係者に情報提供を行い、輸出植物検疫が円滑に行われるよう努めているところである。

今後とも、関係者の植物検疫に対するご理解とご協力をお願いする。

表1 最近の輸出検査数量

種 類	単位	1996年	2002年	2003年	2004年	2005年	備 考
生 植 物	万個	930	1,291	1,143	1,678	1,534	苗木、盆栽など
球 根	〃	376	363	223	146	145	ユリ、チューリップなど
種 子	トン	2,595	2,106	2,461	2,410	2,389	野菜、草花、樹木など
果 実	〃	2,688	11,965	18,775	12,213	20,084	ナシ、リンゴなど
野 菜	〃	1,549	8,647	6,184	5,044	9,072	ナガイモなど
こく類・その他	〃	134,567	306,919	280,791	314,120	240,720	コメ、コムギ、ダイズなど

表2 特殊な条件付植物の輸出検査数量

種 類	単位	1996年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年
アメリカ向け温州ミカン	トン	173	341	-	276	265	256
アメリカ向け二十世紀ナシ	〃	299	278	306	299	296	324
アメリカ向けリンゴ	〃	49	52	46	58	61	51
ニュージーランド向けリンゴ	〃	3	-	-	-	-	-
ニュージーランド向け温州ミカン	〃	-	31	6	-	-	-
オーストラリア向け二十世紀ナシ	〃	62	10	31	48	17	-
EU向け五葉松盆栽	個	7,109	4,961	3,682	2,966	3,025	6,409